

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和 6 年 11 月 13 日（水） 午前 10 時 00 分～午後 0 時 28 分
場 所	長久手市役所本庁舎 2 階 委員会室
出席委員	委員長 大島令子 副委員長 田崎あきひさ 委 員 岡崎つよし 川合ともゆき ささせ順子 富田えいじ 野村 弘 山田かずひこ
職務のため出席した者の職氏名	市 長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 福岡隆也 行政課長 山田美代子 財政課長 井上隆雄 議 長 木村さゆり 委員外議員 山田けんたろう わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長
市長

2 議題

(1) 令和 6 年第 4 回長久手市議会定例会について

ア 付議予定議案について

＜説明：総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長＞

- ・ 議案第 65 号～第 70 号、諮問第 1 号・第 2 号

（岡崎委員）議案第 65 号について、中尾産業株式会社からの寄附金を活用した事業に係る予算の合計は幾らになるか。

（財政課長）いただいた寄附金は 180 万円で、今回の補正予算に計上した事業に係る金額の合計は 160 万円である。残りの 20 万円は、既存の事業であるまちづくり協議会の運営関係の費用に充てる。

（委員長）説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

（副委員長）9 月 26 日の議会運営委員会で、議会の議決が必要であるのにその手続を経ていなかった契約 2 件の存在が発覚したことに対し、職員の処分をどうするかについて、市長は「今後検討する」と答弁された。どのような結果になったか。

（市長） 9 月 30 日に開催された教育福祉委員会で、当該契約に関する議案の審査の際に答弁したとおりである。職員が「動産」ではなく「消耗品」と誤った認識で

事務を進めていたことが原因であり、今後は正しい認識を持つよう徹底することで、再発防止に努める。職員の処分はしない。

(副委員長) 本委員会で出た質問なので、検討結果については本委員会の場で報告があるのが筋だと思う。別の委員会で報告を済ませたということと、その内容については共有できた。

(委員長) この件については完了とする。

＜市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席＞

イ 会期日程について

＜説明：事務局＞

- ・ 11月28日から12月19日までの22日間
- ・ 総務くらし建設委員会及び予算決算委員会総務くらし建設分科会
：12月2日
- ・ 教育福祉委員会及び予算決算委員会教育福祉分科会
：12月3日
- ・ 予算決算委員会：11月29日、12月13日

(委員長) 説明のと通りの会期日程でよいか。

＜異議なし＞

ウ 議事日程について

＜説明：事務局＞

- ・ 第1号 会議録署名議員の指名（水野勝康議員、山田かずひこ議員）
会期の決定
諸般の報告
議案第65号から議案第70号まで（上程、説明）
諮問第1号、第2号（上程、説明、議案質疑、討論採決）
- ・ 第2号 諸般の報告に対する質疑
議案第65号から議案第70号まで（議案質疑、委員会付託）
- ・ 第3号～第5号 一般質問（個人質問）
- ・ 第6号 議案第65号から議案第70号まで（委員長報告、質疑、討論採決）
議員派遣の件（1月21日 全議員研修）

(委員長) 資料のと通りの議事日程でよいか。

＜異議なし＞

エ その他

＜説明：事務局＞

- ・ 委員会付託議案
総務くらし建設委員会 その他1件

予算決算委員会 予算 5 件

(委員長) 説明のとおりでよいか。

<異議なし>

(2) 期末手当について

(事務局) 現在国において審議中であるが、人事院勧告に基づき議員の期末手当を引き上げる場合は、条例改正の議案を提出することになる。勧告の内容は、期末手当の年間 0.05 月分の引き上げである。令和 6 年 12 月の期末手当は 0.05 月分の引き上げ、令和 7 年度以降は 6 月と 12 月の期末手当それぞれ 0.025 月分の引き上げとなる。国の閣議決定の時期によっては、3 月定例会での議案提出になる。

(委員長) 人事院勧告に基づき引き上げることでよいか。

<異議なし>

(事務局) 議案の提出に向けて準備を進める。

(3) 議会基本条例検証結果に基づく課題検討について

【第 13 条（議員間討議の促進）】

(ささせ委員)

「議会は、議員による討論の場である」という部分の「討論」を「討議」に変更する案について、「討議」という文言は「対立して戦う」意味合いが強いように感じる。「討議」に変更することに反対ではないが、実際の議員間討議は、対立した意見を戦わせることが目的ではなく、議員相互に十分話し合い、議会としての合意形成を図るために行われるべきだと考える。

(山田委員) 実際の運用ではそのように行うこととして、この条文で促進しようとしていることの文言自体が「議員間『討議』」なので、「討議」という言葉で統一すればよいと思う。

(委員長) 改正文案のとおり、条文を改正することとしてよいか。

<異議なし>

【第 14 条（議員研修の充実強化）】

(委員長) 改正文案のとおり、解説文を改正することとしてよいか。

<異議なし>

【第 15 条（議会事務局の体制整備）】

(野村委員) 「事務局長その他の議会事務局職員は、議長が任免する。」という条文を第 15 条の 2 として追加する案だが、解説文の改正案にもあるとおり、議長の任免権については地方自治法第 138 条に規定されている。地方自治法に規定があるのに、あえて条例にも規定する必要があるのか。

議長が任免権としてどこまでの権限を持っているのかわからないが、例えばある職員を議会側から指名して議会事務局に配置させ、8 年、10 年と長期にわたって異動させないというケースも考えられるとすると、その職員のためには

ならないこともある。自分は、誰が議会事務局職員として配置されても支障ないと思っており、条文の追加は必要ないと考える。

(委員長) 前議長である岡崎委員の意見を伺う。

(岡崎委員) 自分が議長を務めていた令和6年3月定例会の閉会日、本会議が始まるほんの15分前に、市長公室長が議長室に急いで来て、令和6年度当初の人事異動についての決裁を依頼された。とにかく時間がないとのことで、異動の内容について話を聞くことも意見することもできなかった。市長部局の人事について議長から意見することは越権行為になるが、議会事務局職員の人事については当然意見できることであり、決裁よりも前の段階で、「あらかじめ議長と市長部局で協議するよう努めるものとする」という文言を明記したい。

(ささせ委員)

もう少し早い時期にゆとりを持って決裁の依頼があれば問題ないのか、もしくは、議長には「任免権」という大きな権利があるのだから、事前に市長との協議の場があるべきとの考えか。

(岡崎委員) 議会事務局職員の人事に関する議会側の要望を、前もって市長部局に伝えるべきである。実際どのような時期にその場を設けるかは別に決めないといけないが、まずは改正文案のとおり第15条の2を追加したい。

(富田委員) 会派の意見としては、今までは慣例でされてきたことができないのであれば、きちんと条文に明記した方がよい。明記することで、「議長の責任」であることも明らかにできる。

(議長) 人事権はあくまで市長部局にあるものであり、議長は毎年代わるため、議会側の意向もその都度変わる。自分は検証会議の委員として出席し、検証会議の中でも発言したが、地方自治法に既に規定されていることを、条例に追加する必要はないと考える。

(委員長) 「任免権」は「人事権」ではなく、市長部局が議会事務局職員として配置を決めた者を、認める行為として決裁をするということである。

(山田委員) 解説文では「必要な措置を市長に求めることができる」となっており、「相談できる」という程度の意味合いであるし、任免権については地方自治法に規定があるので、条例に同じ内容を追加しても問題ない。第15条の2は追加することでよいと考える。

(野村委員) 市長部局が決めた職員配置を議長が認めなかったらどうなるのか。

(岡崎委員) 議長が、任免権者として議会事務局職員の人事権を有することは、議論の余地もないくらい法的に明らかなことである。今まで多くの議長は、自身の任免権者としての責務をあまり認識せず、市長部局の決めた職員配置のままでよいとしてきたと思う。市長は自治体の総括・代表であるが、その総合調整権は議会事務局の人事までは及ばないと私は理解している。宮崎県延岡市で、議会事務局長の人事について市長と議長が対立し、結果的に市長が議長の案を受け入れることになった例もある。

(ささせ委員)

議長が自分の権限として「気に入らなければいつでも罷免できるんだ」と前面に打ち出すことにもなりかねず、議会と議会事務局とのバランスが正しく取れるかどうか、懸念される。

(富田委員) 議員の質が問われる問題であり、そういう事態が起こったときに考えればよい。地方自治法に規定があるとおりの、条例にも議長の任免権について明記した方がよいと考える。

(野村委員) 地方自治法に規定があることを、なぜ条例にも定める必要があるのかが疑問である。

(わたなべ委員外議員)

市長部局と議会とは別組織であり、二元代表制ということをはっきり示すためにも、議長の任免権について条例に明記した方がよい。

(副委員長) 改正案のとおり追記することにより。

(川合委員) 議会基本条例は理念条例なので、条文として定めたからといってそのとおり運用されるかどうかは別である。追記すればよい。

(委員長) 追記に賛成の意見が多いため、条文・解説文ともに改正文案のとおり改正することとする。

ただし、議長が権限を勝手に行使できるということではなく、議会事務局職員の人事について何かあったときには、議会全体で相談する機会を設ける必要があると思う。

(委員長) 会議時間が限られているので、第 16 条以降は次回の委員会の議題とする。

<休憩：午前 11 時 19 分>

<再開：午前 11 時 31 分>

(4) 政務活動費の使途基準の見直しについて

・新聞購読費の紙数制限撤廃に伴う、議員控室に設置の一般新聞 5 紙の取扱い

(委員長) 各会派の意見を伺う。

(ながくて) 政務活動費で購読できる新聞の紙数制限がなくなったとしても、全紙購読するわけではないので、議員控室の新聞はそのまま設置を続けるのがよい。

(みらい) 設置してあるにこしたことはないと思うが、どれだけ活用されているかを考えると、なくてもよいと考える。

(公明党) 以前から廃止について提案しており、会派「みらい」と同じ意見である。

(香流) 廃止でよい。

(無会派の会)

議員控室の一般新聞 5 紙は設置を継続し、その 5 紙以外の購読に政務活動費は充ててはどうか。

(委員長) 会派「翼」の意見としては、政務活動費で紙数制限なしで新聞を購読できることと、議員控室への新聞の設置は別問題であると考えます。議員控室で執行部と話し合う際に必要なときもあるし、全ての議員が政務活動費で新聞を購読するわけではないので、設置は続けるべきである。

(わたなべ委員外議員)

各新聞、記事の書き方に特徴がある。なかなか読む時間はないが、他市の議員から見たときに、本市議会の議員はしっかりと仕事をしていることを見せるためにも、新聞の設置は続けるとよいと思う。

(委員長) 設置を続ける方向でよいか。

(香流) 5紙全ての設置を続けるのか。

(委員長) 何紙の設置とするか、どの新聞を残すかについて、次回の委員会の議題とする。会派の意見をまとめておいてほしい。

・運用指針全体で見直しの必要がある項目

(香流) 資料作成費のインク代、トナー代の上限額が1万円とされているが、昨今値上がりしているので、上限額を上げてはどうかという意見があった。

(委員長) 何円まで上げるかについては、会派で話し合ったか。

(香流) 実際に各議員がどの程度使用しているか分からないので、具体的な金額については会派では決めていない。改定するのであれば、使用状況の確認が必要だと思う。

(委員長) 各会派で、使用状況の確認と、上限額を何円にするかについて意見をまとめておいてほしい。次回の委員会の議題とする。

(山田委員) 令和9年1月で、現在貸与されているタブレット端末のリース期間が終了する。その後、個人のパソコン等を使用することになるのであれば、買い換え費用や通信料等を政務活動費の対象とすることがどうか、令和7年度には検討が必要になる。

(委員長) 令和7年度の議会運営委員会で、折を見て話し合うこととする。

(5) 委員会の所管バランス調整について

(委員長) 現在、総務くらし建設委員会の所管は5部21課、教育福祉委員会の所管は3部11課である。提案として、総務部の5課を教育福祉委員会に移すのはどうか。

(みらい) 所管のボリュームの差について以前から話題になっていることは認識しているが、会派の中では今のままでもよいという意見もある。以前三つの委員会だったのを二つにした時点で、どちらかのボリュームが増えるのは分かっていたことである。また、課ごとに審査内容も違うので、所管課の数を変えるだけでは一概に調整できないのではないかと。

(香流) 現状のままでよいという意見もあった。変えるのであれば、市長公室を教育福祉委員会に移すのはどうか。

(無会派の会)

「委員会の所管について部単位でないと議論ができない」と、議会側に無意識の思い込みがあるのではないか。9月定例会で部設置条例が改正され、補助執行で行われている事務の所管の部局が教育委員会に変わったことで、議会では教育福祉委員会が所管することになった。これに合わせ、補助執行で実際に事務を行う担当課を教育福祉委員会の所管に異動させることについて、議会から求めるべきなのではないか。

それができないのであれば、現状どおりでよいと考える。

(ながくて) 部単位であれば、市長公室か総務部を教育福祉委員会に移すのがよい。

(川合委員) 自分は現在総務くらし建設委員会の副委員長をしており、所管のボリュームが多くて大変なことは確かだが、そういうものと思えば特に問題ない。個人的には、現状どおりでもよいのではないかと思う。

(わたなべ委員外議員)

委員会の所管バランスというのは、単純に所管課の数だけでなく、審査する事業等の内容にもよる。部署の関係性からも、現状の分け方が最も適当なのではないか。

(公明党) 現状どおりでよい。

(委員長) 議会基本条例の検証結果のまとめの中でも「委員会の所管バランス調整について議論が必要」とされており、5月の議会運営委員会で、どの会派も一番先に検討を始めるべきとの意見であったため、議題に上げている。前議長、前々議長、その前の議長から、3年くらいずっと懸案事項とされてきたことであり、執行部と話をする場も設け、ようやく前に進むというときに、現状どおりでよいというのはどうなのか。

次回の委員会までに、再度会派で話し合ってきてほしい。

(6) 議員報酬について

(委員長) 人事院勧告分以上の議員報酬の増額について、各会派の意見を伺う。

(ながくて・みらい・公明党・わたなべ委員外議員)

人事院勧告分のみでよい。

(香流) 人事院勧告分のみでよい。近隣市議会の状況を鑑みながら、今後上げていけるとよいと思う。

(無会派の会)

他の会派の意見に従う。ただ、本市では副議長と一般の議員の報酬額の差が他市に比べて大きい。その理由を、特別職報酬等審議会に聞いてほしい。

(委員長) 議員報酬について、人事院勧告分以上の増額希望の意向はなしとしてよい。

<異議なし>

(富田委員) 委員会の正副委員長の報酬区分があるように、広報広聴協議会の広報部会・広聴部会の正副部会長にもいわゆる手当の上乗せをした報酬区分があるとよい

のではないかと。

(委員長) 新たな提案になるので、次回の委員会で話し合うことでよいか。

(事務局) 特別職報酬等審議会の議題として上げてもらうこと自体は、審議会の担当課である人事課と調整すれば可能だが、「なぜ手当の上乗せが必要なのか」という理由が必要なため、令和6年度の審議会の議題としてもらうには、議会側の準備が間に合わないと考える。

(富田委員) 今すぐの協議事項ということではない。今後、検討していけるとよい。

(委員長) 令和7年度の審議会までに、正副部会長の報酬区分を設定するかどうか、検討していくこととする。

(副委員長) 審議会の議題として上げてもらう際には、一般議員の報酬を増額し、副議長の報酬額との格差を小さくすることについても、共に上げてもらいたい。

(岡崎委員) 令和7年1月に予定されている全議員研修で、議員報酬についてもテーマとなっているので、講師に助言いただくのもよいと思う。

3 その他

・令和7年5月以降の常任委員会の委員体制について

(事務局) 令和6年6月25日の議会運営委員会で、「現委員の任期2年間は、現行の体制（委員兼任による補充体制）を継続することとする。次の委員任期である令和7年5月以降はどのような体制とするかについては、改めて協議して令和6年度中に結論を出す」ことに決まった。令和7年5月以降も委員兼任の補充体制を継続するか、欠員状態の体制とするか、そろそろ協議が必要である。

(事務局) 委員会条例第3条「予算決算委員会の委員のほか、少なくとも1つの常任委員会の委員となるものとする。」の中の「少なくとも1つの」の解釈の仕方、委員兼任の補充体制または欠員状態の体制、どちらの体制にもすることは可能である。ただ、例えば「少なくとも」という文言を削除して、所属できるのは1委員会のみであることを明らかにするなど、条例の改正をするならば、今定例会中の議会運営委員会で結論を出さないと、令和7年3月定例会での議案提出には間に合わない。所管バランス調整の件も同様である。

(委員長) 次回の委員会で、各会派の意見を伺うこととする。

・政務活動費の令和7年度の予算要求について

(事務局) 政務活動費については前回の委員会で、近隣市議会よりも少額であること、またほとんどの議員は交付額全額を使用していない状況にあるものの、全額使用してもなお足りない議員もいることから、増額してはどうかという意見があった。事務局からは、市の財政事情が厳しい中で増額するならば、その理由について十分な議論が必要なこと、また、議員個人単位ではなく会派単位で交付している市議会もあり、増額ありきではなく、交付方法も含めてしっかりと検討したいと発言した。その場では結論が出ず、予算要求時期に間に合うよう

9月定例会閉会日の全員打合せ会で、各会派で話し合った結果を確認することとされた。

全員打合せ会で各会派の話し合い結果が報告され、「香流」・「無会派の会」は月額1万5,000円とするのがよい、「ながくて」・「公明党」・「みらい」・わたなべ議員が1万5,000円と現状の1万円との間をとって月額1万2,500円とするのがよい、「翼」は現状維持ではなく増額で、金額は他の会派の意見に従うということであった。

各会派の話し合い結果を受け、その場で議長から「平均をとって、月額1万2,500円として予算要求する」よう明確な指示がされたので、令和7年度の政務活動費は、1議員当たり月額1万2,500円、年額15万円の予算要求をしたことを報告する。

(委員長) 次回は令和6年11月25日(月)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。